

持続可能な公共交通ネットワークの構築における 自動運転の活用に向けた基礎調査業務仕様書

1 業務の名称

持続可能な公共交通ネットワークの構築における自動運転の活用に向けた基礎調査業務

2 業務の内容

(1) 自動運転技術等に関する情報の収集・整理

国内において実施されている乗合バス代替を想定した自動運転の実証運行に関し、その技術動向や課題、他都市及び海外における実証運行の事例、国における自動運転に関する補助事業等に関する情報を整理すること。

(2) 本市における実証運行における実証内容の整理

本市において自動運転の実証運行を行うにあたり、特に実証実験におけるテーマとすべきと考えられる内容について、現在の自動運転技術に関する動向を踏まえ、整理すること。

(3) 本市における自動運転活用及び導入路線・区域等の案の作成

上記(2)で整理した情報を元に、本市における公共交通ネットワークにおける自動運転の活用の考え方の素案を作成するとともに、本市内（公道上）で自動運転の実証運行を行うにあたり、候補と考えられるエリアについて、その案を複数（3地域程度）作成すること。

(4) モデルケースの設定と検討

上記(3)で作成した案から抜粋したものについて、実証運行を行うモデルケースとして、運行ルートや車両、実証実験の実施ステップやスケジュール、実施体制、本格運行を見据えた事業性等、国の補助事業への応募を見据えた形で、自動運転の実証運行に係る計画イメージを作成すること

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の結果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に市担当者の確認を受けるものとする。また、報告書の概要版も作成することとする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 報告書 5 部

イ 報告書の電子データ（PDF 形式）を CD-R に保存したもの 1 枚

※ 電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行うこと。

ウ その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの。

(2) 納期

令和 8 年（2026 年）3 月 13 日（金）

(3) 納品場所

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課

（中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 5 階北側）

5 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 札幌市情報セキュリティポリシーの遵守について

本業務の履行にあたっては、札幌市の情報セキュリティポリシーに基づき、別記 1 「札幌市情報セキュリティポリシーに基づく特記事項」に規定する諸事項を遵守すること。内容が本仕様書と重複する部分については、本仕様書が優先する。

7 著作権等

受託書は本業務の履行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）を、成果品に納入、検査合格後、ただちに市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、本業務の履行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害

しないこと。

8 特記事項

(1) 本業務の履行にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

(2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

(3) 委託者は受託者が本業務の履行に必要なとする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

受託者が、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項及び提供を受けたデータ並びに資料については、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 成果品は著作権を含め全て委託者の所有とする。受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託の業務範囲及び再委託を行う理由を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

(6) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

(7) 本仕様書に記載されていない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。